

## 丹波篠山市立中央図書館 資料収集基本方針

我が国の図書館は、自由と学問と人間の権利を自ら抑圧した歴史の反省に立って、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」を採択し、決議しました。図書館員は、これらを遵守し、高度の見識と公正な倫理観をもって、図書館としての責務をすすんで負うものです。

丹波篠山市立中央図書館は図書館法に基づく公共図書館として、利用者の「知る自由」を保障する機関としてその機能を全うするため、以下の方針により、その責務に全力を尽くすものです。

1. 資料収集の自由を遵守する。
  - ① 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - ② 全ての資料において、著者の人種、国籍、思想、信条、また政治的、社会的な見解を理由に排除しない。
  - ③ 個人や組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄、また紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - ④ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
2. 利用者の要望と期待に応え得る蔵書構成をめざす。丹波篠山市の頭脳として、潜在的、将来的な需要を予測した資料の収集を行い、あらゆる利用者が平等に図書館サービスを受けられるよう、中央図書館を拠点としたネットワークシステムで提供する。
  - ① 利用者の教養、学習、調査研究、趣味、レクリエーション活動に資するための資料を収集する。
  - ② 丹波篠山市教育振興計画を鑑み、豊かな感性を育み、精神的、知的、身体的能力をのばすような人間形成教育につながる資料を収集する。
  - ③ 日常的な職務・業務に欠かせないものとして利用することができる、産業・経済・文化など多方面からの行政資料を積極的に収集する。
  - ④ 丹波篠山市に関する資料として、あらゆる形態の郷土資料を網羅的・積極的に収集する。
  - ⑤ 高度な専門書・研究書・学術書は原則として収集しない。利用者の要望がある場合は図書館間の相互貸借制度等を活用し資料提供を行う。郷土資料に関しての専門書・研究書・学術書はこの限りではない。
3. 常に新鮮な蔵書構成をめざすため、資料の除架と除籍に留意する。
  - ① 資料の除架により、開架書架の中立性、公平性が損なわれないようにする
  - ② 資料の除架により、利用者の要求を制限しない
  - ③ 所蔵資料の廃棄については、情報、資料の体系的蓄積と継承発展がそこなわれないようにする。
4. 収集から除外する資料

- ① 人権への配慮に欠ける資料
- ② 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料
- ③ 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料
- ④ 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料
- ⑤ 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集
- ⑥ 青少年に有害と見なされる資料

5. その他

この方針に定めるものの他、資料収集に必要な事項は館長が決定する。

平成15年4月1日策定

平成28年7月1日改訂

令和元年5月1日改訂